

その言動、実はハラズメントだと  
気付いていますか？

取引業者との長い

お付き合いをする対策は？

特集 Vol.1

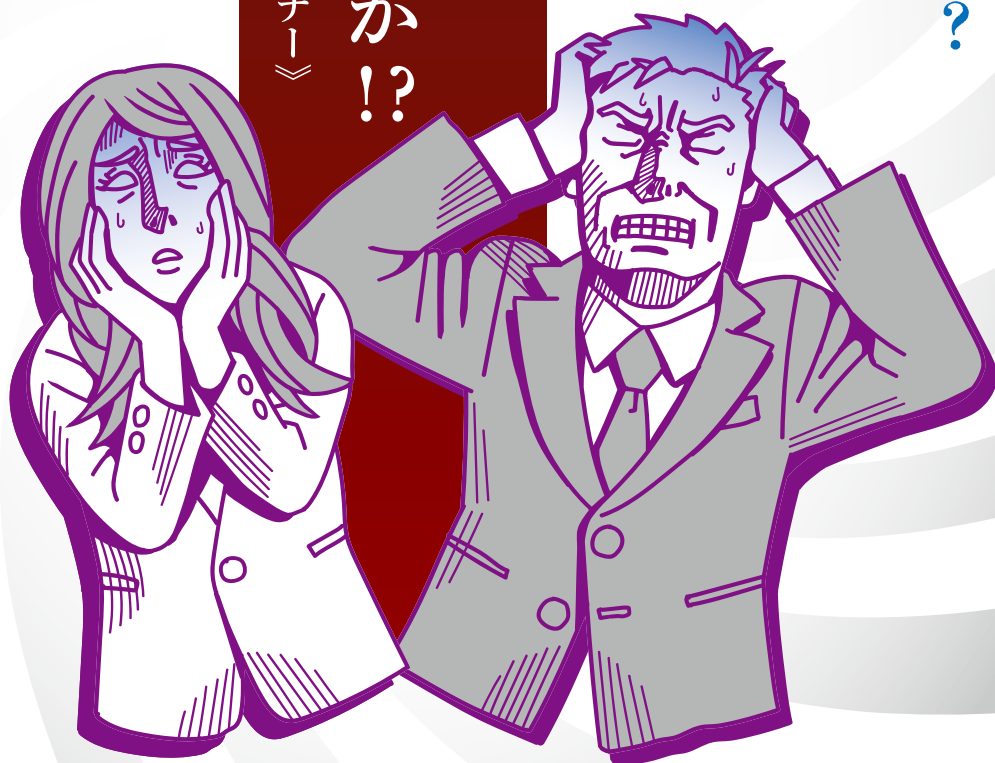
ビジネスで遭遇する  
潜在リスクに備えているか!?

《プロが教えるリスクヘッジ&リスクマネジメントセミナー》

社員のこと

しっかり把握していますか？

新規の取引って安全ですか？



きたほ  
Hot Line  
No.595 2月号 2025

# ビジネスで遭遇する 潜在リスクに備えているか!?

仙台北法人会では、経営者としての学びや人脈づくりに役立つセミナーを多数開催している。2024年11月に行われた「プロが教えるリスクヘッジ&リスクマネジメントセミナー」では、北法人会会員でもある各専門家を講師に、経営上の潜在リスクについて考える機会となった。主催の青年部会ビジネスネットワーク委員会では4つの事例紹介の動画も自主制作。会員が出演し、個性的な演技で会場を沸かせた。

架空のキタホ株式会社で起こった経営の危機。ここではその事例ごとに専門家のコメントを紹介する。



## 第1話 会社内で起こりやすいハラスメントとは



トップ営業  
小野寺 義度等

ハラスメントが多い上司



もうちょっと社員  
佐藤 弁



事務員  
庄司 はるか

会社と上司を訴える



CEO  
大友 極



塚田 細



若頭  
穴戸 力



部屋衆  
珍 冬海

株式会社極村商事(反社)



えー！  
キタホ株式会社  
代表取締役  
横山 寅泰

入金されず  
会社がピンチ



テキトー部長  
庄司 適人



真面目なだけの社員  
栗原 太

新規の大型取引

## 第3話 社員情報を把握していないリスク



うっかり社員  
八島 段須

打ち合わせに  
向かう途中に事故



被害者  
ナウい男  
永野 痛



ナウい女  
れな

## 第4話 インボイス制度において事業者が注意すること

なんとか取引を  
続けさせてほしい



取引先  
高橋商店  
高橋さん

インボイスの  
登録がないので  
取引を停止



採算課長  
榎森・A・ドロン



顧問税理士  
ワシオ



動画は  
こちらから！  
YouTube



第1話

# 会社内で起こりやすいハラスメントとは

## ストーリー

ある朝、遅刻した社員にトップ営業社員が「先輩より遅く来るなんて大物だな。営業成績は小物なのによ」と発言。後輩社員はこれまでの不満が爆発したようで、社長に直接「パワハラに我慢できない。会社と先輩を訴える」と申し出た。また経理の事務員からは、同営業社員からプライベートの飲み会の費用を経費で落とすよう強言われて困っていると言う。社会的に問題になっているパワハラ、モラハラ。似たような場面の経験はないだろうか。



### 社労士から

ハラスメントの問題について、まずは事業者として備えておかなければならないことから説明します。令和4年4月から中小企業におけるパワハラ防止措置が義務化され、パワハラ防止法が全面施行されました。今後すべての企業はパワハラ防止の方針を書面などで明確化し、相談窓口の設置や研修の実施などの体制を整えることが求められます。

パワハラに対する自社の方針や措置を就業規則に入れた場合は文書を掲示する、HPに掲載するなど社員へ周知してください。スローガンや相談窓口の設置も社員に分かりやすく、例えば休憩室に貼り出すなどして伝えてください。

また、相談窓口が社長のケースは多く見られますが、上位職である社長本人のパワハラもあるわけです。社員にとって相談しやすい人選が必要で、できれば男女一人ずつ置くといいです。社外の社労士、弁護士などにも相談できると安心ですね。

部下への指導とパワハラとの線引きが分からないという不安もあると思います。研修では社員にどの程度の内容、伝え方でパワハラと捉えられるかなど具体例を伝えることができるので有効ですね。

### 弁護士から

パワハラで訴訟になった場合、損害賠償請求の裁判になると思います。会社側もパワハラが発生している認識がありながら、放置、黙認した場合、その責任を問われ、訴えられる場合があります（職場環境配慮義務違反）。裁判になると短期間で反論の準備をしなければならず、時間と労力が奪われるだけでなく、社内外から印象も悪くなり会社側にマイナスになる場合が多いんです。

多くは裁判になる前に、社労士からのアドバイスを受けて示談金で解決することになると思いますが、経営者としてはパワハラそのものを未然に防ぐことが大事ですね。

### 保険関連から

ハラスメント問題では、賠償金、示談金、弁護士相談費用等について補償される「雇用慣行賠償責任保険」や同様の補償特約があります。動画内では口頭でしたが、保険適用には被害者側から書面での申立てが条件となるケースもありますので要注意です。

### 税理士から

賠償金を支払った場合はその実質内容によって仕分けが違います。賠償責任への備えの保険は経費になります。

### きたほコメント

動画ではいきなり訴えると言っていますが、その前に本人あるいは親などからの相談があるはず。未然に防ぐことや迅速な対応が肝心ですね。

第2話

# 新規取引先に注意すること

## ストーリー

新規の取引先との契約場面。商品が高額なために、半分入金後に納品する約束をしたが、後日先方から海外の顧客への発送を早めたいと納品を急かされた。圧力のある態度について先に納品してしまったが2か月たっても入金はなし。最初は気が付かなかったが、どうやら反社（反社会的勢力）らしい。こんなときどうしたら…。





### 弁護士から

私の扱う債権回収では金額を何回かに分ける形で、一部でも回収できればいいという考えで動きます。でもこのケースのように反社だと回収は難しい。

反社には最初の対応が肝心。パート社員も含め全社的に統一して毅然として対応するためのマニュアルを作っておくことを勧めます。また、取引先との契約はすべて文書にしておくこと。電話などで約束をしないことが大事なんです。

相手が任意に支払いをしない場合は、財産開示請求が考えられます。このケースだと、転売される前なら納品したものを差し押さえることができますので、早めに動くことが大事です。



### 保険関連から

保険の中には、取引先の倒産や支払い不能に陥った場合に損失を補填する「取引信用保険」があります。売掛が回収できなかった場合に備えるものですが、予め相手先の支払い能力を確認する与信管理が必要。保険の対象とする取引先を複数社選んだ上で契約する場合があります。与信管理が出来るメリットがある一方、時間がかかる場合や保険料が割高になるケースもありますので、検討が必要かと思います。



### 税理士から

売掛金など金銭債権を回収できなくなった場合、貸し倒れ損失として計上することがありますが、相手が破産手続きをしているなど、すべてのケースでできるわけではないんです。取引は最初の段階で慎重になるしかないと思います。



### きたばコメント

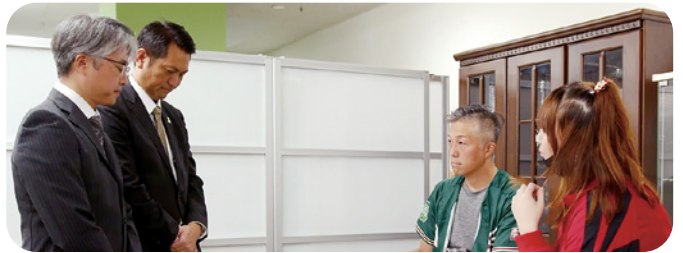
反社でなくても、どんな会社と取引をするかは経営者として慎重に選びたいもの。法人会の仲間のネットワークは取引先の情報収集に役立つはず!

## 第3話

# 社員情報を把握していないリスク

### ストーリー

マイカーを営業車にしている社員が事故を起こした。相手は首の痛みを訴えているが、社員は自動車保険の更新を忘れ、保険は切れているという。加入状況など把握できていなかった会社としての対応は?



### 保険関連から

このようなケースが発生すると、保険に未加入の加害者側は、賠償金の負担だけでなく、相手側との対応を自分で行わなければならない、時間も労力が掛かります。マイカーとはいえ、業務中の事故なので、会社も使用者としての責任が発生する可能性が高いです。また、通勤中の事故も管理状況次第では、会社責任が発生するリスクもあります。

自動車保険には示談交渉サービスがついており、交渉が難航する場合には特約を活用し、弁護士に依頼することも可能です。マイカーにて通勤や業務を許可している場合、改めて「最新」「有効」な保険証券の提出を義務化することをおすすめします。



### 弁護士から

自動車事故では、過失割合で揉めると裁判になる場合があります。

逆に事故の相手が保険に入っていない場合、会社に使用者責任があるので会社に請求できる可能性があります。



### 社労士から

労務面では、車を業務使用する場合、就業規則で入社時の提出書類の中に免許証や車検証、保険証券を入れておくと思います。規程として定期的に書類を提出してもらって確認するといいですね。

また会社の命でマイカーを業務使用する場合、消耗品や保険料など会社が手当てを出すことが多いです。



### 税理士から

(社労士のコメントを受けて)マイカー使用の手当てについて、実費を経費に充てる場合は非課税ですが、定額で手当てする場合は給与課税されることになると思います。

### 補足

注意したいことは、自動車保険の使用目的(通勤使用等)の設定です。保険金が支払われない可能性もありますので、要注意です。また、最近増えているのが自転車通勤。個人賠償特約や自転車保険等がありますが、日常生活の事故を対象にしているケースが多く、業務中に自転車で事故を起こしてしまった場合、対象外となることもあります。

第4話

# インボイス制度において事業者が注意すること



## ストーリー

取引先がインボイス制度に対応していないことを理由に社員が取引停止を相手に告げていたことが発覚。経費、税金面を考慮すれば、社員の考えも理解できるが、先代から長年取引を続けてきた会社だ。税理士に相談してみるとー。

## 税理士から

インボイス制度から1年が経ち、浸透してきたと思います。動画では100万円の取引があるということで消費税は10万円です。現在、経過措置として導入から3年は8割補助が出ますので、2万円の負担になります。取引額によっては負担が大きく、実際に取引停止したケースもあります。



## 4つのケースを振り返って

### 保険関連

保険は大事な備えではありますが、入ればすべて解決できるわけではありません。会社として、どのようなリスクがあるのか想定し、事前に対策を練っておくことが非常に重要です。

### 弁護士

弁護士には、トラブルが自分で手に負えなくなつてから依頼するものだから依頼するものだと思つていると思いますが、早ければ早いほど、解決の選択肢が増えます。何か起こったときは、なるべく早めにご相談ください。

### 社労士

人事労務の面では、社内規程を作るだけでなく、その内容を社員皆さんが理解し現場ですり合わせるなどしながら、共通認識を増やしていくことが大事です。

### 税理士

事前の準備の大事さはもちろんですが、何かあった場合の相談相手を見つけておくことが重要だと思われました。



## 講師

以下の講師は仙台北法人会会員です。左から

- 税理士 株式会社WAK 鷺尾 秀樹氏
- 弁護士 竹中法律事務所 竹中 大輔氏
- 社労士 社会保険労務士法人永松事務所 永松 拓也氏
- 保険 有限会社末広 細川 晃嗣氏



セミナー終了後は、一般参加のゲストも交えての懇親会。会員出演の動画に隠されたクイズなどで盛り上がった。セミナーについては「ハラスメントの問題はあまり関係ないと思っていたが、事例を見て気を付けたいと思った」(リフォーム会社)「動画が分かりやすく、勉強になった」(通信会社)、また「専門家の先生にSNS炎上について聞きたい」などの声。ゲスト参加者からは北法人会の印象として「ユーモアがある。楽しい雰囲気」「税に関する活動をしえいるだけにクリーンな印象。実際にいい人たちの集まりだと感じた」などの感想をいただいた。きたほの活動をビジネスの発展や仲間づくりに活用してほしい思いが伝わったか、この日の会を通して新たな仲間も増えた。

仙台北法人会にはこの日アドバイスをいただいた専門家や会社経営の仲間が大勢います。会社を経営する上でのちょっとした悩みや困りごとまで、日ごろから気軽に相談でき、信頼できる関係を築けます。もし入会を迷っているならぜひ。また会員の方は身近なお知り合いにも声掛けください。

## 青年部会・ビジネスネットワーク委員会

税のオピニオンリーダーとしての法人会の活動を通して、経営者同士のつながり、信頼関係を築き互いのビジネスの発展を目指す。活動としての主催イベントは「ビジネスマッチング」(会員向け)「経営者セミナー」(一般参加有り)など。「気軽に友だちを作る感覚で楽しくやっています」

## ビックハート・ネットワークから寄付金の寄贈

12月18日(水)、高橋文蔵共益事業担当副会長、大同生命保険株式会社仙台支社の井手啓典支社長ら5名が北東支部管内の3児童養護施設(仙台キリスト教育児院、ラ・サール・ホーム、小百合園)を訪れ、施設の教育資金として各施設に寄付しました。

寄付金贈呈後、各園長からは児童のこれからの学びのため

に寄付金を有効に活用したい旨のお礼の言葉がありました。

「ビックハート・ネットワーク」は、法人会と大同生命保険が連携し、社会貢献活動の一環として、法人会会員のみならずから企業経営者を紹介していただき、「経営者大型総合保障」にご加入いただいた際、その収益の一部を寄付する全国展開の活動です。



仙台キリスト教育児院



児童養護施設ラ・サール・ホーム



児童養護施設小百合園

## 【北東支部】児童養護施設の清掃活動

北東支部(大場勝彦支部長)では、12月17日(火)支部役員を中心に社会貢献活動の一環として児童養護施設(小百合園)の清掃に6名の皆様にご協力いただきました。

10時から約2時間掛けて施設内の大量の落ち葉をかき集めビニール袋40袋(70L20袋、45L20袋)になりました。40袋集めたのは全体の一部に過ぎず、施設の皆さんのご苦勞を実感した事業となりました。

ご協力いただいた役員の皆様、師走の寒い中ご参加いただき誠にありがとうございました。



## 青年部会『オリジナル租税教室』を披露

青年部会  
information

去る12月9日(月)15:30~「大河原駅前コミュニティセンターオーガ」にて公益社団法人仙南法人会青年部会主催による経営研修会「ゼロから始める租税教室イチから広がる租税教室」が開催され、当青年部会(齋藤恵太部会長)から執行部・税務委員会メンバーの計9名で参加してまいりました。

始めに仙南法人会青年部会による税務署推奨スタイルの租税教室の実演があり、その後当青年部会によるボードゲーム形式のオリジナル租税教室を披露いたしました。

研修は大いに盛り上がり、仙南法人会青年部会からもいろいろな質疑があり、お互いの青年部会にとっても有意義な研修会となりました。

その後、場所を移し仙南法人会青年部会との懇親会が開かれました。懇親会中にも租税教室の質疑やお互いのやり方や意見交換等が行われ、とても楽しい懇親会となりました。

今後もお互いの交流を通し、より良い法人会活動を行っていくことを誓いました。



青年部会会員大募集中!詳しくは→ <https://www.kitaho.or.jp/yg88>

## 『センスアップセミナー』で心身ともにリラックス～アロマキャンドル作り教室を開催～

女性部会(小泉知加子部会長)では、去る11月12日(火)ホテル白萩においてアロマキャンドル作りを体験しました。「とにかく癒されたい」と研修委員会で企画し、県内各地で主にイベント出展でワークショップを行っている阿部智琴さんを講師に迎えました。数種類の見本から自分好みのデザインを決め、イメージを膨らませながら好みの材料とアロマの香りをじっくり選んでいきました。少々むずかしい工程は先生にサポート

を頼み、賑やかにほじまったモノづくりも、しだいに部屋中に広がっていく癒しの香りでリラックスしていく参加者たちの姿がありました。アロマキャンドルのマイナスイオンの量は、森林や滝から放出されるものよりも4～5倍大きいとお話に参加者たちは驚いていました。帰宅後さっそく火を灯した人、しばらくインテリアとして飾ると宣言する人などそれぞれが楽しんだ教室でした。



講師の阿部智琴さん



作業中



温風でロウの質感を変えているところ



アロマの香り漂う作品とともに記念撮影

## 第17回税に関する絵はがきコンクール東北六県で選考会が開催される

去る12月3日(火)、東北地区各県連女性部会代表者懇談会において(山本琴枝会長)、東北6県から選ばれた作品60点をもって『税に関する絵はがきコンクール』の選考会が開催されました。

宮城の代表作品は、11月26日(火)に宮城県連女性部会連絡協議会の場で選定されており、当会から選出した次の3点が優秀作品として選ばれました。

東北の応募総数は、小学校716校より20,335点(うち宮城県146校4,873点)。入賞された作品は、各県連のホームページに掲載されているほか、今後、全国大会の会場や各地域の公共施設および百貨店で展示される予定です。



宮城県の選考会の様子



東北六県の選考会の様子

一般社団法人宮城県法人会連合会  
会長賞



かとう めい  
加藤 明 さん  
(仙台市立南吉成小学校 6年)

東北六県法人会連合会  
優秀賞



くまがい なぎさ  
熊谷 凧紗 さん  
(富谷市立あけの平小学校 6年)

一般社団法人宮城県法人会連合会  
特別賞



みうら まな  
三浦 真奈 さん  
(仙台市立上杉山通小学校 6年)

女性部会会員大募集！入会初年度は年会費無料です。

## 支部別会員数 2024年12月31日現在

## 法人会入会のお声がけをしよう！

黒川  
221社(±0)

泉東  
232社(+1)

泉西  
212社(+1)

宮城  
160社(+1)

北西  
314社(-1)

中央  
244社(±0)

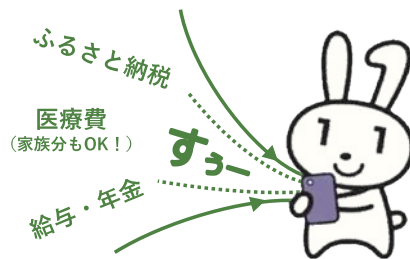
北東  
299社(±0)

管轄外の賛助会員  
87社(+1)

合計1,769社(+3)

※( )内は先月末からの増減 ※管轄外の賛助会員は、仙台北税務署管轄外に所在する法人及び個人等。

# 確定申告は マイナポータル連携で 自動入力



一度ご利用いただくと そのメリットを実感！ 翌年以降はさらに便利に♪

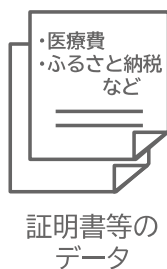
## マイナポータル連携のメリット

- ✓ 医療費の領収書等の収集や集計が不要
- ✓ 確定申告書の該当項目へ自動入力
- ✓ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
- ✓ 書類の管理・保管が不要

## 利用した方から驚きの声！

確定申告書の  
作成時間が短縮！

医療費やふるさと納税の  
データが自動で連携されて楽！  
入力の手間も  
ミスもなく安心♪



確定申告書に  
自動入力・自動計算



税務署

## 申告書の提出について

- 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行っていません。
- 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Taxを利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁  
ホームページを  
ご覧ください



その安心で、  
企業とともに未来をつくる。

**企業保障**

DAIDO 大同生命  
仙台支社/  
宮城県仙台市青葉区大町1-1-1  
(大同生命仙台青葉ビル3F)  
TEL 022-221-5486

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!

**Business Guard**

AIG損害保険株式会社 仙台支店 TEL.022-221-2532

取得済の上乗せ補償	企業向け第三者賠償責任保険	火災と地震災害に備える	個人情報の漏えい事故対策
ハイパー任意労災	ALL STARS	フロパライザーカード	情報漏えいカード
(業務災害総合保険)	(事業賠償・費用総合保険)	+企業地震保険	(個人情報漏えい対策)

22-07-3003

Afiac「生きる」を創る。

仙台総合支社  
〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22階  
法人番号 026 0120-876-505

発行所/公益社団法人 仙台北法人会 発行人/会長 菅原 裕典  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目3番22号(仙台ビルディング6階) 電話/022(263)0151 FAX/022(268)0205  
編集/公益事業推進委員会 委員長 日下 邦明 印刷/笹氣出版印刷株式会社  
きたほHotLineは皆様の会費によって製作されています。

きたほ  
**Hot Line**



最新情報はホームページへ  
<https://kitaho.or.jp/>

仙台北法人会 検索